

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第十九号

鳥取縣漁業取締規則（昭和二十三年鳥取縣規則第五十八号）は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五條の規定に基いて定められたものとする。

昭和二十五年三月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第二十号

鳥取縣漁業取締規則（昭和二十三年鳥取縣規則第五十八号）の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條第一項第二十一号の次に次の六号を加える。

昭和二十五年三月十四日
外 火 曜 日

本書ハキヤハ國定規格A五判

二十二、藻手繰網漁業

二十三、藻漕網漁業

二十四、藻打瀬網漁業

二十五、藻曳網漁業

二十六、潜水器漁業

二十七、空釣繩漁業

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十三條に次の一項を加える。

前項の規定による制限若しくは條件又は停止の処分は違反して漁業を営んではならない。

第十五條第一項を次のように改める。

この規則の規定であつて水産動植物の種類、大きさ若しくは数量、採捕若しくは養殖の期間若しくは区域、使用する漁具、若しくは漁法についての制限又は禁止

に關するものは、試験、研究その他特別の理由により知事の許可を受けた者が行ふ当該試験、研究等について適用しない。

同條第一項の次に次の一項を加える。

- 前項の許可を受けようとするものは次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一、当該試験若しくは研究の目的又は特別の理由
- 二、採捕又は養殖しようとする水産動物の種類、大きさ又は数量
- 三、採捕又は養殖の期間又は区域
- 四、使用する漁具又は漁法

同條第二項中「採捕又は使用のとき」を「採捕又は養殖に従事するとき」に改める。

第三十條中「漁業法第三十六條並びに漁業法施行規則第四十六條」を「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八條及び第六十九條」に「漁業法第三條」を「同法第四條」に改める。

第三十六條の次に次の一章を加える。

第五章 罰 則

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役若しくは一萬円以下の罰金に処し、又は併科する。

- 一、第一條、第十六條から第二十六條まで、第二十九條又は第三十二條の規定に違反した者。
- 二、第十三條第一項の規定による條件若しくは制限又は同項に基く命令に違反した者。

前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は没收することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没收することができないときは、その價格を追徴することができる。

第三十八條 第五條から第八條（以上四條の規定を第十五條第四項において準用する場合を含む。）第九條、第十五條第三項及び第三十三條から第三十六條までの規定に違反した者は、科料に処する。

第三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

名 称
 鈴ヶ野高等洋裁学院
 FK、ドレスメーカー女学院
 境ノーブル洋裁学院

所 在 地
 東伯郡浦安町大字逢東一、〇七五番地
 東伯郡倉吉町大字廣瀬町一七三六番地ノ三
 西伯郡境町末廣町七五番地

設 置 者
 菊 本 俊 正
 熊 谷 文 子
 坪 倉 繁 子

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第七十二号

学校教育法第四條及び第八十三條の規定により次のように各種学校の設置を認可した。

昭和二十五年三月十四日